（登録事項の変更の届出）

第三十七条　登録研修機関（法第十二条の十一第一項に規定する「登録研修機関」をいう。以下この節において同じ。）は、法第十二条の十七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一～三　（略）

（旅程管理研修業務規程の記載事項）

第三十七条の二　法第十二条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　旅程管理研修業務を行う時間及び休日に関する事項

二　旅程管理研修業務を行う事務所に関する事項

三～十　（略）

十一　旅程管理研修業務に関する秘密の保持に関する事項

十二　旅程管理研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十三　（略）

十四　その他旅程管理研修業務に関し必要な事項

（旅程管理研修業務の休廃止の届出）

第三十七条の三　登録研修機関は、法第十二条の十九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一　休止又は廃止しようとする旅程管理研修業務の範囲

二　旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする日

三　旅程管理研修業務を休止しようとする期間

四　旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする理由

（帳簿の記載事項）

第三十七条の六　（略）

2　登録研修機関は、法第十二条の二十四の帳簿を備え、旅程管理研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

3　（略）

（身分証明書の様式）

第三十七条の七　法第十二条の二十六第二項の身分を示す証明書の様式は、第十六号様式とする。

（旅程管理研修業務の引継ぎ）

第三十七条の八　登録研修機関は、法第十二条の二十七第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　旅程管理研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。

二　旅程管理研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。

三　（略）

（事業の廃止等の届出）

第三十八条　法第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二～四　（略）

（登録事項の変更の届出）

第三十七条　登録研修機関は、法第十二条の十七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一～三　（略）

（研修業務規程の記載事項）

第三十七条の二　法第十二条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　研修業務を行う時間及び休日に関する事項

二　研修業務を行う事務所に関する事項

三～十　（略）

十一　研修業務に関する秘密の保持に関する事項

十二　研修業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十三　（略）

十四　その他研修業務に関し必要な事項

（研修業務の休廃止の届出）

第三十七条の三　登録研修機関は、法第十二条の十九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一　休止又は廃止しようとする研修業務の範囲

二　研修業務を休止又は廃止しようとする日

三　研修業務を休止しようとする期間

四　研修業務を休止又は廃止しようとする理由

（帳簿の記載事項）

第三十七条の六　（略）

2　登録研修機関は、法第十二条の二十四の帳簿を備え、研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

3　（略）

（身分証明書の様式）

第三十七条の七　法第十二条の二十六第二項の身分を示す証明書の様式は、第十五号様式とする。

（研修業務の引継ぎ）

第三十七条の八　登録研修機関は、法第十二条の二十七第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。

二　研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。

三　（略）

（事業の廃止等の届出）

第三十八条　法第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二～四　（略）